

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	土木部 道路維持課
不利益処分名	法定外公共物内で禁止行為を行った者等に対する過料
根 拠 法 令	徳島市法定外公共物管理条例
根 拠 条 項	第14条
連 絡 先	(電話 621 - 5337)
処 分 基 準	基 準
	参 考 事 項
	設定等年月日

次の行為をした者については、5万円以下の過料を科する。

- 1 条例第3条に規定する行為をした者
- 2 条例第4条第1項に規定する占用等の許可を得ずに同項の占用等の行為をした者
- 3 条例第8条の規定による市長の命令に違反した者

平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)